（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第三条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式（第一頁）及び（第二頁）を次のように改める。

（第一頁）

License No.＿＿＿＿＿＿	番　　号
Date＿＿＿＿＿＿	年　月　日
Certificate of Qualification for Ship's Cook	本籍地の都道府県名
Name:	氏　名
Date of Birth:	年　月　日生
Under the provision of Article 3 of Regulation concerning persons assigned for catering on board ships, 1975, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a ship's cook.	船内において食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第3条の規定により船舶料理士たる資格を有する者であることを証明する。
Ship's cook in accordance with paragraph 3 of regulation 3.2 of Maritime Labour Convention, 2006.	船舶料理士は、2006年の海上の労働に関する条約第3.2規則3の基準に適合する者である。
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan	国土交通大臣　氏　名　㊞

（第二頁）

（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表第七十五条の項上欄中「第七十五条」を「第七十五条一項」に改める。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一船員法（昭和二十二年法律第百号）の項中「及び第六十七条第三項」を「、第六十七条第三項、第百条の十九第一項及び第百条の二十七」に改める。

別表第二船員法の項中「及び第六十七条第三項」を「、第六十七条第三項及び第百条の二十七」に改める。

別表第三船舶安全法の項の次に次のように加える。

船員法	第百条の十九第二項

別表第四船舶安全法の項の次に次のように加える。

船員法	第百条の十九第二項

（国土交通省組織規則の一部改正）

第六条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第十二項中「確保及び」を「確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

第九十九条第四項に次の一号を加える。

四　船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る検査に関すること。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第七条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第十一号及び第七十四条第四号中「及び」を「、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

第七十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る検査の執行に関すること。

第八十二条第一項第二号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、「関するもの」の下に「並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督」を加える。

第八十五条第一項第二十号、第八十九条第十一号及び第百八条第六号中「及び」を「、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

第百十条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る検査の執行に関すること。

第百二十二条第四十号中「及び」を「、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

第百二十五条第二項第四十号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

第百二十七条第二項第七号及び第十九号中「船員」を「船舶の乗組員」に改める。

第百二十八条第二項第二号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、「関するもの」の下に「並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督」を加える。

第百五十条第三項第十七号中「及び」を「、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

第百五十二条第二項第十七号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

第百五十三条第二項第七号及び第十九号中「船員」を「船舶の乗組員」に改める。

第百五十四条第二項第二号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、「関するもの」の下に「並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督」を加える。

別表第二一の項、三の項及び六の項中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

第二章　経過措置

（改正法附則第六条第一項の相当検査）

第八条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号。以下「検査規則」という。）第三条、第四条第一項、第五条第一項（第二号に係るものを除く。）及び第三項、第六条並びに第十条第一項の規定は、船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定による改正法による改正後の船員法（以下「新法」という。）第百条の二第一項の検査に相当する検査について準用する。この場合において、同令第一号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第３条」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第８条第１項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第３条」と、同令第二号様式中「船員の労働条件等の検査等に関する規則第４条第１項」とあるのは「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第８条第１項において準用する船員の労働条件等の検査等に関する規則第４条第１項」と読み替えるものとする。